

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 災害その他非常の場合において、企業長が必要があると認めるときは、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした者が給水装置工事を施行することができるものとし、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。